

鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例

(昭和36年7月8日 条例第2号)

改正 昭和36年10月25日条例第6号 昭和37年11月15日条例第8号
昭和38年3月1日条例第10号 昭和39年1月25日条例第11号
昭和40年3月10日条例第14号 昭和41年2月10日条例第15号
昭和43年2月10日条例第29号 昭和43年11月14日条例第35号
昭和44年2月13日条例第37号 昭和46年10月18日条例第46号
昭和48年10月11日条例第4号 昭和49年2月7日条例第4号
昭和50年10月21日条例第4号 昭和51年2月12日条例第4号
昭和51年4月1日条例第5号 昭和58年7月27日条例第1号
昭和60年2月19日条例第1号 昭和60年10月7日条例第3号
昭和61年6月9日条例第5号 昭和62年10月5日条例第3号
平成3年6月20日条例第4号 平成4年3月31日条例第2号
平成4年10月12日条例第6号 平成7年2月23日条例第3号
平成10年4月10日条例第3号 平成13年2月27日条例第1号
平成14年2月28日条例第1号 平成15年6月5日条例第1号
平成16年10月4日条例第2号 平成18年3月31日条例第1号
平成19年3月1日条例第1号 平成19年10月3日条例第7号
平成20年2月28日条例第1号 平成22年3月2日条例第1号
平成22年3月30日条例第5号 平成23年3月1日条例第1号
平成25年3月1日条例第1号 平成26年10月27日条例第1号
平成27年2月27日条例第1号 平成28年3月31日条例第4号
平成29年3月1日条例第1号 平成29年3月1日条例第5号
平成30年2月28日条例第1号 令和元年10月1日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、この組合又は鳥取県町村総合事務組合規約（平成29年鳥取県町村総合事務組合告示第1号）別表第2の左欄第1号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「組合町村」という。）から給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の支給を受ける者（鳥取県町村総合事務組合企業職員等の退職手当の基準に関する条例（昭和36年鳥取県町村職員退職手当組合条例第3号）の適用を受ける者を除く。）で常時勤務に服するもの（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(職員の区分)

第1条の2 この条例において、「特別職の職員」とは、長、副町村長、教育長及び地方公営企業の管理者をいい、「一般職の職員」とは、特別職の職員以外の職

員をいう。

(退職手当の支給)

第2条 この条例の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 特別職の職員の任期が満了したときは、前項の規定にかかわらず、当該任期満了を退職とみなしてこの条例の規定による退職手当を支給する。

3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は組合町村の条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中1年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

4 次条、第5条の4及び第6条の5の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額（給料が日額で定められている者については、退職の日におけるその者の給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額とし、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第2条第1項に規定する職員が派遣期間中に退職した場合においては、組合町村長より報告のあった額とする。以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（厚生年金法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項並びに第5条の4第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、任命権者が実施する定年前に退職する意思を有する職員の募集に関する当該組合町村の制度（以下「早期退職募集制度」という。）に応募し、退職が予定されている職員である旨の認定を受けないうで、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間 1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間 11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間 16年以上19年以下の者 100分の90

（11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で、任命権者が組合町村の長の承認を得たもの
- (3) 早期退職募集制度に応募し、認定（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行

う募集に係るものに限る。)を受けて募集実施要項に記載された退職すべき期日に退職した者

- 2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤並びに公益的法人等派遣法第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条の規定に基づき定められた組合町村の条例（以下「公益的法人等派遣条例」という。）の規定により職員の派遣を受ける団体（以下「派遣先団体」という。）の業務に係る労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
 - (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
 - (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
 - (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200（25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 早期退職募集制度に応募し、認定（職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集に係るものに限る。）を受けて募集実施要項に記載された退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困

難とする理由により退職した者で任命権者が組合町村の長の承認を得たもの

(6) 25年以上勤続し、早期退職募集制度に応募し、認定（職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集に係るものに限る。）を受けて募集実施要項に記載された退職すべき期日に退職した者

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150

(2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165

(3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180

(4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

（給料月額の変額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第6項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第7条第11項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第7条第6項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第4号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

(1) 職員としての引き続いた在職期間

(2) 第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(3) 第7条第6項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間

(4) 第7条第6項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

(5) 第7条第6項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(6) 第7条第6項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職

員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

- (7) 第7条第6項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第6項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第6項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第7項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第8条第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第8条第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第8条第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第8条第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第8条第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第8条第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第8条第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた

た在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

- (18) 第8条第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第4条第1項第3号及び第5条第1項（第1号を除く。）に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項、第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(特別職の退職手当の特例)

第5条の4 特別職の職員が退職した場合の退職手当の額は、前6条の規定にかかわらず、退職の日におけるその者の給料月額に、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 長 在職期間1年につき100分の500
- (2) 副町村長 在職期間1年につき100分の280
- (3) 教育長 在職期間1年につき100分の220
- (4) 地方公営企業の管理者 在職期間1年につき100分の220

2 特別職の職員が公務上の傷病又は死亡により退職したときは、前項各号に掲げる割合は、これに100分の150を乗じて得た割合とする。

3 第1項各号に規定する在職期間の年数は職員となった日の属する月の翌月（月の初日に職員となった者にあつてはその月）から退職した日の属する月までの月数（在職期間のうちに第6条の4第1項に規定する休職月等があったときは、その月数の2分の1に相当する月数を当該月数から減じた月数）を12で除して得た数とする。

4 特別職の職員が退職したときは、第10条の規定による勤続期間の計算については、第3項の規定にかかわらず同項中「職員となった日の属する月の翌月（月の初日に職員となった者にあつてはその月）」とあるのは「職員となった日の属する月」と読み替えるものとする。

第5条の5 国又は他の地方公共団体（当該地方公共団体以外の地方公共団体の職員が、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体の職員となった場合に、当該地方公共団体以外の地方公共団体の職員としての勤続期間を当該地方公共団体の職員としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。以下「通算制度を有する地方公共団体」という。）から退職手当を支給されないで引き続いて特別職の職員となった者の国又は通算制度を有する地方公共団体の職員としての引き続いた在職期間（当該国又は通算制度を有する地方公共団体の退職手当に関する規程に規定する職員としての引き続いた在職期間をいう。）は、その者の引き続く特別職の職員としての勤続期間に通算する。

2 前項の規定は、通算制度を有する地方公共団体を地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）には適用しない。

3 通算制度を有する地方公共団体から一般職の職員となり、引き続いて一般職の職員として在職した後引き続いて特別職の職員となった者の引き続いて一般職の職員として在職した期間については、特別職の職員としての勤続期間に通算する。

4 第1項及び第3項の規定により在職期間を通算された特別職の職員が退職した場合における退職手当の額は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 特別職の職員としての引き続いた在職期間について、前条の規定により計算した額

(2) 退職の日における第1項に規定する者にあつては国又は通算制度を有する地方公共団体を退職した日、前項に規定する者にあつては一般職の職員を退職した日にその者が受けていた給料月額に相当する額並びにその者の国又は通算制度を有する地方公共団体の職員としての勤続期間及び引き続いて一般職の職員として在職した期間を基礎として第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定の例により計算した額

5 第1項及び第3項の規定により在職期間を通算された特別職の職員が退職したときは、第2条第2項の規定は適用しない。

（公務又は通勤によることの認定の基準）

第5条の6 任命権者は、退職の事由となった傷病又は死亡が公務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の

規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準（派遣先団体の業務に係る業務上の災害又は通勤による災害にあっては、労働災害補償保険法の規定より業務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準）に準拠しなければならない。

（退職の理由の記録）

第5条の7 任命権者は、第4条第1項第3号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

（退職手当の基本額の最高限度額）

第6条 第3条から第5条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日給料月額に60を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額
- (2) 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額

	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月

からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。）第6条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第29条の規定による停職、同法第26条の5の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）及び同法第26条の6の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）又は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）及び同法第10条の規定による育児短時間勤務（同法第17条の規定による短期間勤務を含む。以下「育児短時間勤務」という。）その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（海外派遣法の規定による派遣の期間及び公益的法人等派遣条例の規定により派遣される派遣期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児、介護休業法」という。）に規定する育児休業の期間は除く。）を除く。）のある月（育児短時間勤務のある月を除き、現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

(1) 第1号区分 70,400円

(2) 第2号区分 65,000円

- (3) 第3号区分 59, 550円
- (4) 第4号区分 54, 150円
- (5) 第5号区分 43, 350円
- (6) 第6号区分 32, 500円
- (7) 第7号区分 27, 100円
- (8) 第8号区分 21, 700円
- (9) 第9号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額（給料及び扶養手当の月額の合計額をいう。）に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員（特別職の職員を除く。以下本条中同じ。）として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）においてその者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 任期の定めのある職員が任期満了により退職した後に次の任期において再び前の職の職員となったときは、前の職員としての引き続いた在職期間は後の職の職員としての引き続いた在職期間に通算する。

5 前4項の規定による在職期間のうちに休職月等が1以上あったときは、その月数の2分の1（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務をしていた期間については、その月数の3分の1）に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間又は自己啓発等休業の期間（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められることその他管理者が定める要件に該当する場合を除く。）及び配偶者同行休業の期間については、その月数）を前4項の規定により計算した在職期間から除算する。ただし、公益的法人等派遣条例の規定により派遣される派遣期間（育児、介護休業法に規定する育児休業の期間は除く。）は、派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和40年法律第33号）第30条第1項に規定する退職手当等（同法第31条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払いを受けている場合を除き、除算しない。

6 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員（特別職の職員又はこれに相当する職員で規則で定める職員を除く。）又は国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に

規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)
が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等として
引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の
地方公務員等としての引き続いた在職期間の計算については、前各項の規定を準
用するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての
引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職によりこの条例の
規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算
の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者の
在職した国又は地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法
人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する
特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第4
8条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明
確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者
の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、
その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続い
た在職期間には含まないものとする。

- (1) 職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないで職員以外の
地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引
き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間
の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの
期間
- (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」とい
う。))で、退職手当に関する規定または退職手当の支給の基準において、当該
地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又
は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地
方独立行政法人をいう。以下同じ。))、地方公社若しくは公庫等(国家公務員
退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。))(以下「一
般地方独立行政法人等」という。))に使用される者(役員及び常時勤務に服す
ることを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。))
が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請
に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員

となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程又は退職手当の支給の基準において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該公社等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続いて職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間

- (4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 7 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第59条第2項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第2号の規定の適用については、同条第2項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。
 - 8 前2項の規定は、退職手当の算定につき職員としての在職期間を通算する規定を有しない地方公共団体における在職期間については適用しない。
 - 9 職員のうち、公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人（公益的法人等派遣条例で定められた法人をいう。

以下同じ。)で、退職手当(これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。)に関する規程において、職員が、任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者(役員を含む。以下この項において同じ。)としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者(以下「特定法人役職員」という。)となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により職員として採用された者の第7条第1項に規定する職員として引き続いた在職期間については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなす。

- 10 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、第7条(第6項、第7項及び第8項を除く。)の規定を準用して計算する。
- 11 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満(第3条第1項(傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。))又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 12 前項の規定は、前条又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 13 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前12項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第3項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤続した期間
- (2) 第2条第3項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員とな

る前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第6項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第3項に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 前条の規定は、職員以外の地方公務員等であった者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について準用する。

(一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算)

第8条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間については、第7条(第6項から第10項までを除く。)の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。

(1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間

(2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公

庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き職員となった場合においては、国家公務員としての引き続きいた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続き再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続き再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地

方独立行政法人法第59条第2項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

- 5 第6条の4第1項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第7条第1項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。

(予告を受けない退職者の退職手当)

第9条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給与又はこれらに相当する給与は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給与の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(失業者の退職手当)

第10条 勤続期間12月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条で同じ。）にあっては、6月以上）で退職した職員（第5項又は第7項の規定に該当する者を除く。）であって、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。第3項において「支給期間」とい

う。)内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に等しい日数(以下「待期日数」という。)を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第15条第1項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第16条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第22条第1項に規定する所定給付日数(以下「所定給付日数」という。)を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員であつた期間に係る職員となった日の直前の職員でなくなった日が当該職員となった日前1年の期間内にないときは、当該直前の職員でなくなった日前の職員であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員であつた期間

- 3 勤続期間12月以上（特定退職者にあつては、6月以上）で退職した職員（第6項又は第8項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第1項第2号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。
- 4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。
- 5 勤続期間6月以上で退職した職員（第7項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年

月数を同法第37条の4第3項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

- 6 勤続期間6月以上で退職した職員（第8項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第39条第2項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第17条第1項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前2項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第41条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合には、その者に対しては、前2項の規定による退職

手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の規定による退職手当を支給する。

10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第24条第1項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第25条第1項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第27条第1項の規定による措置を決定した場合

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第36条第1項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同条第4項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持され

ている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第36条第4項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第37条第3項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12 前項第3号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を越えては支給しない。

13 第11項第3号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けるこ

とができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けたものであって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していない者を含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技術習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16 偽りその他不正の行為によって第1項、第3項、第5項から第11項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第10条の4の例による。

17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

（定義）

第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

(2) 退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあつては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して規則で定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該

退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

2 管理者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を組合の事務所に掲示することをもちて通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うこと

ができる。

- (1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。
 - (2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。
- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

- (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
- (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った管理者は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。
- 10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあっては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 管理者は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法（平成5年法律第88号）第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分につ

いて準用する。

- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
 - (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、管理者は、前項の規定による処分を行うことができない。
- 3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 4 管理者は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。
（遺族の退職手当の返納）

第16条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、

当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額

- を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
 - 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなってはならない。
 - 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
 - 8 行政手続法第3章第2節（第28条を除く。）の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第18条 管理者の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、管理者の附属機関として、退職手当審査会を置く。

- 2 管理者は、第12条第1項、第14条第1項第1号若しくは第2号（これらのうち一部を支給しないこととする処分を行う場合に限る。）、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、退職手当審査会に諮問しなければならない。
- 3 退職手当審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5

項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者、管理者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 退職手当審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 退職手当審査会の組織及び委員その他退職手当審査会に関し必要な事項については、別に定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第19条 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

- 2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。
- 3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。
- 4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職派遣職員の取扱い)

第20条 公益的法人等派遣法第10条第1項の規定により任命権者の要請に応じ職員が退職し、引き続き特定法人の役職員となった場合においては、この条例に

よる退職手当は支給しない。

(職員の異動の報告等)

第21条 組合町村は、その職員の異動に関し組合に報告しなければならない。

2 退職手当の支給につき必要があるときは、管理者は、組合町村に対して書類の提出を求め又は職員につき必要な事項を調査することができる。

(施行細則)

第22条 この条例の施行につき必要な細則は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 適用日（その日後この組合に加入する町村又は市町村の一部事務組合にあってはその加入の日。以下同じ。）の前日までに退職した者で組合町村から退職手当を支給していないものの退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日に現に在職していた職員の同日以前における勤続期間の計算については附則第4項から第7項までの規定による外第7条の規定の例による。
- 4 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第109号）第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第1号）第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で国家公務員等退職手当法施行令附則第6項の規定に基づく総務省令（以下本項において「総務省令」という。）で定めるものにより、その者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴ない昭和20年8月15日以後これらの措置により公務に就くことを禁ぜられたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手続きによりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかつた職員（総務省令で定めるものを除く。）となった場合にあつては、当該退職の日）から120日以内（総務省令で定める者については、その退職の日後これらの措置が解除された日前の期間内を含む。）に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみな

す。

- 5 昭和20年8月15日に現に軍人軍属であった者が、その身分を失った日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該軍人軍属としての在職期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- 6 附則第4項に規定する職員として在職した者又は軍人軍属であった者で、特殊の事情があったものについては、組合長の承認する期間内に他に就職することなく職員となった場合においては、これらの者であった期間は、前項の規定にかかわらずその者の職員としての在職期間に引き続いたものとして計算することができる。
- 7 先に職員として在職した者が、徴集又は召集により、軍人軍属となるため入隊の日の前前日以前に退職している場合においては、当該職員としての在職期間は、その者の軍人軍属としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- 8 適用日の前日に現に在職していた職員であって、職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となったもの及びその日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であってその翌日以後に引き続いて職員となったもののその日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、前4項の規定を準用する外、第7条第6項及び第7項並びに第7条の3の規定の例による。この場合において、第7条第6項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第11項の特殊退職及び附則第12項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替える。
- 9 職員が適用日の前日以前における退職につき組合町村から退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けているときは、その計算の基礎となった在職期間は、別に規定する場合を除き、その者の引き続いた在職期間から除算する。
- 10 適用日の前日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般退職手当の額は、第2条の3から第5条の3まで、第6条

から第6条の5まで及び附則第12項の規定にかかわらずその者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第12項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第12項において例による附則第10項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

- (1) その者が第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年条例第8号）附則第3項並びに退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第4号）附則第5項から附則第9項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合
 - (2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）
- 11 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号及び第2号の退職にあつては、第5条の規定による退職手当に係る退職（以下次項において「整理退職」という。）に該当する退職を除く。
- (1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職
 - (2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退

職

- (3) 附則第4項（附則第8項において準用する場合を含む。）の退職
- (4) 軍人軍属の身分の喪失
- 12 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中において国家公務員退職手当法第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和43年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第10項の規定の例による。この場合において、第7条第6項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第12項に規定する職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替える。
- 13 昭和60年3月31日に現に在職する職員のうち職員としての在職期間が10年以上のものが、年齢50年以上で、その者の非違によることなく勸奨を受け退職した場合には、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間同条の規定による退職手当を支給することができる。
- 14 適用日に在職し、かつ、適用日から10年以内に退職する職員に対する退職手当の支給については、その職員の属する組合町村の適用日の前日における退職手当に関する規定により計算した退職手当の額が、この条例により計算した退職手当の額より多い場合においては、その多い額による。ただし、第10条の規定による退職手当についてはこの限りでない。
- 15 組合町村は、適用日から1月以内に職員名簿をこの組合に提出しなければならない。
- 16 適用日の前日における組合町村の退職手当に関する規定にこの条例より職員に有利な部分があるときは、当該組合町村は、適用日から1月以内に当該規定の膳

本をこの組合に提出しなければならない。

- 17 職員が、鳥取県町村会及びこれに準ずる規則で定める団体（以下「町村会等」という。）に勤務する者のうち職員に相当するものから引き続いて職員となった者であるときは、その者に対するこの条例の適用については、当該町村会等を町村とみなす。
- 18 当分の間、第2条第3項の規定の適用については、同項中「12月」とあるのは、「6月」とする。
- 19 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県町村職員退職手当組合条例第4号。以下「条例第4号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第19項」とする。
- 20 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第4号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。
- 21 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第4号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第19項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 22 平成5年4月1日以降退職する職員のうち、第5条の規定により退職する者の在職期間の計算については、当分の間第7条第11項本文中「1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。」とあるのは「1年未満の端数がある場合には、その端数は1年に切り上げる」と読み替える。
- 23 組合を組織する町村が海外派遣法の規定に基づき条例を制定した場合において、当該条例の施行の日（以下「構成町村派遣条例施行日」という。）前に当該町村における地方公務員法第27条第2項の規定に基づく条例の規定により休職にされ、又は同法第35条の規定に基づく条例の規定により職務に専念する義務を免除されていた職員であって、当該町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等（海外派遣法第2

条第1項各号に掲げる機関をいう。以下同じ。)の要請に応じ、これらの機関の業務に従事していた期間を有する者のうち、引き続き構成町村派遣条例施行日において当該町村の職員として在職しているもの及びこれに準ずる者で規則で定めるもの並びに次項に規定する者に該当するものの当該休職の期間又は職務に専念する義務を免除されていた期間(規則で定める期間に限る。)については、第7条第5項の規定は適用しない。

24 組合を組織する町村が海外派遣法の規定に基づき条例を制定した場合において、構成町村派遣条例施行日前に当該町村と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき又は外国の地方公共団体の機関等の要請に応じ、これらの機関の業務に従事するため当該町村を退職し、かつ、引き続き当該業務に従事した後、引き続いて再び当該町村の職員となった者で、規則で定めるものの第7条第1項の規定による在職期間の計算については、先の当該町村の職員としての在職期間は、後の当該町村の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。この場合において、構成町村派遣条例施行日以後の退職による退職手当の額の計算について必要な事項は、規則で定める。

25 平成16年3月31日に国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則別表第1の上欄に掲げる機関(以下「旧機関」という。)の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等(同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

26 旧機関の職員が、第7条第6項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められて

いるときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

27 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定を除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

28 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたものウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。）」とする。

附 則（昭和36年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和37年条例第8号）

- 1 この条例は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、新条例施行の日（以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用目前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 適用日の前日に在職する職員が適用日以後に次の各号に掲げる退職をした場合

には、その者に支給すべき退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 新条例第3条第1項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき改正前の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条（死亡により退職した者にあつては、旧条例附則第9項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と新条例第3条第1項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

(2) 新条例第5条第1項の規定に該当する退職 その者につき旧条例第4条の規定により計算した退職手当の額と新条例第5条の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

附 則〔昭和38年条例第10号〕

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、第5条の2の改正規定は、昭和39年4月1日から、第10条の改正規定は、昭和38年8月1日から適用する。

附 則（昭和40年条例第14号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年1月1日から適用する。

附 則（昭和43年条例第29号）

1 この条例中、第8条の改正規定は、公布の日から、その他の規定は、昭和43年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、昭和43年1月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。

2 職員に暫定手当が支給される間、第5条第2項中「基本給月額（給料及び扶養手当の合計額をいう。）」とあるのは、「基本給月額（給料、扶養手当及び暫定手当の合計額をいう。）」と読み替えて同項の規定を適用する。

附 則（昭和44年条例第37号）

1 第5条の2及び第5条の4の改正は、昭和44年4月1日から施行し、昭和44年1月15日から適用する。

2 その他の改正は、公布の日から施行する。

- 3 改正後の退職手当に関する条例の規定は、昭和43年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和46年条例第46号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、附則第3項から第7項に定めるもののほか、昭和47年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 新条例第10条（第11項を除く。）、附則第8項から第14項まで及び第16項の規定は昭和45年1月1日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 4 新条例第10条第11項及び附則第15項による失業保険法第23条の2の準用規定は、この条例施行の日以後の詐欺その他不正の行為により退職手当の支給を受けた場合について適用する。
- 5 昭和47年3月31日に現に在職する職員又は職員以外の地方公務員等に対する退職手当の支給については、新条例附則第6項及び第7項の規定によるほか、改正前の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項及び第3項、第3条第2項、第5条の2、第5条の3、第7条、第8条第2項、附則第8項及び第12項の規定は、なお効力を有する。ただし、在職期間の除算については第7条第5項の規定にかかわらず新条例第7条第5項の規定を準用するものとし、昭和47年4月1日以降における職の異動については、一般職の職員としての勤続期間と特別職の職員としての勤続期間は通算しない。

（昭51条例4・昭51条例5・昭58条例1・一部改正）

- 6 昭和47年3月31日に現に在職する特別職の勤続期間は、特別職として引き続いた任期3期を限度として計算し、次の任期より新条例の規定による。ただし、同日現在において特別職としての任期が引き続いて3期を超えている職員にあっては、その任期の満了を限度として計算し、次の任期から新条例の規定による。
- 7 昭和47年3月31日に現に在職する特別職の職員が旧条例第2条第2項の規定による退職手当の支給を受けている場合、その計算の基礎となった特別職の職員としての引き続いた在職期間は、前項の特別職の職員としての在職期間から除算する。
- 8 昭和40年3月31日以前において職員であった期間（昭和40年4月1日以

後の職員であった期間に引き続く同日前の職員であった期間を除く。)は、新条例第10条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する期間に含まれないものとする。

- 9 失業保険金に相当する退職手当（新条例第10条第2項第2号に規定する失業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格（以下「受給資格」という。）を有する者で、次の各号に掲げるものに対しては、昭和50年3月31日までの間、同条第1項及び第3項から第6項までに定めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。

(1) 就職するに至った者で、その就職するに至った日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数（新条例第10条第1項に規定する基準日数をいい、失業保険法（昭和22年法律第146号）第20条の4第1項の規定による措置が決定された場合には、その日数に、新条例第10条第5項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。）の2分の1以上であるものについては、就職支度金

(2) 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費

- 10 前項第1号に掲げる就職支度金に相当する退職手当（以下「就職支度金に相当する退職手当」という。）の額は、次に掲げる額とする。

(1) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の3分の2以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の50自分に相当する額

(2) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の2分の1以上3分の2未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の30日分に相当する額

- 11 前項第1号又は第2号に規定する受給資格者であって、就職するに至った日の前日における支給残日数が150日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の20日分に相当する額を同項第1号又は第2号に掲げる額に加算した額とする。

- 12 前3項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格

織に係る待期日数(新条例第10条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。)及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数(その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数(待期日数から当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。)を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数)をいう。

- 13 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第27条の3第1項に規定する就職支度金の支給の条件に従い、支給する。
- 14 新条例附則第9項第2号に掲げる移転費に相当する退職手当(以下「移転費に相当する退職手当」という。)は、失業保険法第27条の4第1項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い、支給する。
- 15 新条例第10条第12項の規定は、就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第23条の2の規定は詐欺その他不正の行為によって就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について、準用する。
- 16 附則第9項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (昭和48年条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和48年10月1日(以下「適用日」という。)以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
- 3 退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年条例第8号。以下「条例第8号」という。)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

- 4 改正後の条例第8号附則第3項の規定は、適用日以後の退職による退職手当について適用し、適用日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。
- 5 適用日に在職する職員(適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。

次項において同じ。)のうち、適用日以後に新条例第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。

6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に新条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 条例第8号附則第3項の規定の適用を受ける職員でこの条例附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第8号附則第3項並びにこの条例附則第5項から前項までの規定にかかわらず、その者につき条例第8号による改正前の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及びこの条例附則第5項から前項までの規定により計算した退職手当の額といずれが多い額とする。

9 附則第5項から前項までの規定は、退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和46年条例第46号)附則第5項の規定においてなお効力を有する同条例による改正前の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条の2に規定する特別職の職員としての在職期間と一般職としての在職期間とを併せ有する職員の一般職の職員としての在職期間に対する退職手当の額の計算及び旧条例第5条の3第1項に規定するみなし退職による退職手当の額の計算に準用する。

附 則 (昭和49年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職による退職手当については、なお従前の例による。

附 則 (昭和50年条例第4号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)第

- 10条の規定は、昭和50年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 3 適用日前の期間に係る退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 適用目前に退職した職員のうち、この条例による改正前の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する新条例第10条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。
- (1) 新条例第10条第1項及び第3項の規定の適用については、同条第1項中「当該1年の期間内」とあるのは、「昭和50年4月1日から当該退職の日の属する年の翌年のこれに相当する日までの間」とする。
 - (2) 新条例第10条第1項第2号に規定する基本手当の日額が旧条例第10条第1項第2号に規定する失業保険金の日額を上回る者であって、当該退職の日から適用日の前日までの間の日数が同項に規定する待期日数満たないものに係る新条例第10条第1項第1号に規定する待期日数についてはJ日条例第m条第1項第2号に規定する失業保険金の日額に同項に規定する待期日数のうち適用日以後の日数を乗じて得た額を新条例第10条第1項第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に相当する日数とする。
 - (3) 新条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず旧条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第9項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる適用目前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を差し引いて得た日数に相当する日数分を限度とする。
 - (4) 新条例第10条第4項から第6項まで及び第7項第1号の規定は、適用しない。
 - (5) 旧条例第10条第4項又は第6項第1号に規定する公共職業訓練等を受けている者に係る当該公共職業訓練等は、新条例第10条第7項第2号又は第8項第1号の例に準じて組合長が指示した公共職業訓練等とみなす。
- 5 適用日以後この条例の施行の日の前日までの間に退職した職員に係る必要な経過措置については、規則で定める。

- 6 適用日以後この条例の施行の日の前日までの期間に係る旧条例第10条の規定により支払われた退職手当は、新条例第10条の規定による退職手当の内払いとみなす。

附 則（昭和51年条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。ただし附則第4項の規定は昭和51年1月1日以後の退職による退職手当について適用する。
- 2 特別職の職員が退職した場合、その者が一般職の職員として在職した期間を併せて有するときは、昭和46年条例第46号附則第5項の規定においてなお効力を有する同条例による改正前の条例第5条の2第1項の規定にかかわらず、同項に掲げる特別職の職員として在職した期間につき給料月額に乗ずる割合をこの条例による改正後の第5条の2第1項に掲げる割合と読み替えて計算した額をもってその者に対する退職手当の額とする。ただし、同条例第5条の2又は第5条の3により計算した額が、これより多いときは後者の額をもってその者に対する退職手当の額とする。
- 3 前項本文の規定を適用する職員に対する特別職としての在職期間及び勤続期間の計算については、この条例による改正後の第5条の2第3項から第5項までの規定を準用する。
- 4 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和46年条例第46号）附則第5項の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和51年条例第5号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行し、同日以後の退職による退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年条例第1号）

- 1 この条例は、規則の定める日から施行する。

（昭和58年規則第2号で昭和59年2月1日から施行）

- 2 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和46年条例第46号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

- 3 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第4号。以下「条例第4号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第3条から第5条まで及び第6条並びに条例第4号附則第5項から第7項までの規定にかかわらず、施行日から昭和59年3月31日までの間に退職する者に対する退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に勤続年数に応じて別表第1に定める割合を乗じて得た額とし、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間に退職する者に対する退職手当の額は、給料月額に勤続年数に応じて別表第2に定める割合を乗じて得た額とし、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までの間に退職する者に対する退職手当の額は、給料月額に勤続年数に応じて別表第3に定める割合を乗じて得た額とし、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までの間に退職する者に対する退職手当の額は、給料月額に勤続年数に応じて別表第4に定める割合を乗じて得た額とする。
- 5 この条例の施行の際現に在職する特別職の職員が、その者の任期の満了する日までに退職する場合の退職手当については、新条例第5条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和60年条例第1号）

- 1 この条例は、昭和60年3月31日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により退職した者（改正法附則第4条において準用する地方公務員法第28条の3の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）について、定年に達したことにより退職した者とみなして、改正後の退職手当に関する条例の規定を適用する。

附 則（昭和60年条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に係る改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 施行日時に退職した職員のうちこの条例の施行の際現に旧条例第10条の規定により退職手当の支給を受けることができる者に関する改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 新条例第10条第1項又は第3項の規定による基本手当の日額に相当する退職手当の額については、なお従前の例による。

(2) 新条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数については、これらの規定にかかわらず、旧条例第10条第1項又は第3項の規定による退職手当を支給することができる日数からこれらの規定により支給された当該退職手当（同条第10項の規定により支給があったものとみなされる退職手当及び前項の規定により従前の例によることとされる施行目前の期間に係る退職手当を含む。）の日数を減じた日数に相当する日数分を限度とする。

(3) 新条例第10条第7項又は第8項の規定による退職手当の額については、なお従前の例による。

(4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第19条第1項（同法第37条第9項において準用する場合を含む。）及び同法第33条第1項（同法第40条第3項において準用する場合を含む。）の規定に関しては、新条例第10条第1項中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による基本手当の支給の条件」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号。以下「昭和59年改正法」という。）附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給条件」と、同条第3項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、同条第9項中「同法の規定による基本手当の支給の条件」とあり、及び同条第10項中「当該基本手当の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第3条第1項に規定する旧受給資格者に対して支給される基本手当の支給の条件」と、同条第7項及び第8項中「同法の規定による特例一時金の支給の条件」とあるのは「昭和59年改正法附則第7条に規定する旧特例受給資格者に対して支給される特例一時金の支給の条件」とする。

(5) 新条例第10条第4項から第6項までの規定は、適用しない。

4 前2項の場合においては、施行日の前日までに退職した職員に関する昭和59

年8月1日から施行日の前日までの間における旧条例第10条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）」と、同項第2号並びに同条第3項から第8項までの規定、第12項及び第13項中「雇用保険法」とあるのは「月日雇用保険法」とする。

- 5 施行日前に職員となり、かつ、その職員となった日における年齢が65年以上であった者であって、引き続き職員として在職した後、施行日以後に勤続期間6月以上で退職したものについては、新条例第10条第5項又は第6項中「同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第2条第2項の規定により雇用保険法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者となったものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。
- 6 附則第2項から第4項までの規定にかかわらず、施行日前に退職した職員が昭和59年8月1日以後に安定した職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和59年法律第54号）附則第9条に規定する再就職手当の支給の例により新条例第10条第11項第3号の2に掲げる再就職手当に相当する退職手当を支給する。
- 7 附則第2項から第4項まで及び前項の規定にかかわらず、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第10条の規定により退職手当を受けることができる者の退職手当（一般の退職手当等を除く。）の額は、規則で定めるところによる。
- 8 昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、昭和59年8月1日から施行日の前日までの間に旧条例第10条の規定により支払われた退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 9 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（昭和61年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第3条第2項の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の退職手当に関する条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。ただし、適用日から施行日までの間に退職し、改正前の退職手当に関する条例の規定による退職手当の支給を受けている者の当該退職手当の計算の基礎となった在職期間については適用しない。

附 則（平成3年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年条例第2号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 義務教育諸学校等の女子教職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律を廃止する法律（平成3年法律第112号）による廃止前の義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）に基づく育児休業の期間のうちこの条例の施行の日前の期間に係る退職手当に関する取扱、については、なお従前の例による。

附 則（平成4年条例第6号）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行し、この条例による改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第2項第3号を除く。）、第4条第2項、第5条第2項、第5条の5及び第7条第5項の規定は、平成4年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 2 新条例第5条の6の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う勧奨について適用し、新条例第12条第3項及び第12条の2の規定は、施行日以後の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年鳥取県町村職員退職手当組合条例第8号。以下「条例第8号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 4 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県町村職員退職手当組合条例第4号。以下「条例第4号」という。）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 5 地方公務員法第28条の4の規定により定年退職後引き続いて再任用された者（これに準ずる他の法令の規定により同様の取扱いを受けた者を含む。）が、昭和60年3月31日から施行日の前日までの間にその者の非違によることなく退職した場合におけるその者に対して支給すべき退職手当の額は、この条例による改正前の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条まで、第6条、第9条及び第10条並びに附則第10項及び第12項、この条例による改正前の条例第8号附則第3項並びにこの条例による改正前の条例第4号附則第5項から第8項までの規定にかかわらず、その者を定年に達したことにより退職した者とみなしてこれらの規定を適用して計算した額とする。
- 6 前項に規定する者に対して旧条例の規定に基づいて支給された退職手当は、前項の規定による退職手当の内払とみなす。
- 7 施行日の前日に在職する職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧条例第3条から第5条まで及び第6条、この条例による改正前の条例第8号附則第3項又はこの条例による改正前の条例第4号附則第5項から第8項までの規定により計算した場合の退職手当の額が、新条例第3条から第5条の2まで及び第6条、この条例による改正後の条例第8号附則第3項又はこの条例による改正後の条例第4号附則第5項から第8項までの規定による退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。
- 8 前項の規定は、施行日の前日に退職手当に関する条例第7条第6項に規定する職員以外の地方公務員等として在職する者で、在職した後引続いて、職員となったものが施行日以後に退職した場合について準用する。この場合において、前項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する給与の額」と読み替えるものとする。

附 則（平成7年条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第3号）

この条例は、平成10年4月10日から施行し、この条例による改正後の退職手

当に関する条例第12条の2の規定は、同日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（平成13年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第10条第10項第3号及び第4号の改正規定並びに附則第4項の改正規定は、平成13年1月6日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に在職する職員のうち改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第3項の規定に該当する者の退職手当の額は、なお従前の例による。
- 3 施行日前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）第1条の規定による改正前の地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則（平成14年条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第7条第8項の改正規定は、同年3月31日から施行する。
- 2 改正後の退職手当に関する条例第10条の規定は、平成13年4月1日から適用する。
- 3 この条例の適用の日前に退職した職員に係る失業者の退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成16年条例第2号）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に退職した職員に係るこの条例第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項に定めるものを除き、なお従前の例による。

- 3 新条例第10条第11項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例第1条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第10条第11項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第10条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。
- 5 新条例第10条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。）に対して適用し、同日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第10条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
- 6 前4項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第10条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法（昭和49年法律第116号）」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。
- 7 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員のうち旧条例第10条の規定により退職手当を受けることができる者の失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。
- 8 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日前に退職した職員が平成15年5月1日から施行日の前日までの間に職業に就いた場合は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成15年法律第31号）附則第8条に規定する就業促進手当の支給の例により新条例第10条第11項第4号に掲

げる就業促進手当に相当する退職手当を支給する。ただし、これらの者のうち旧条例第10条第11項第3号の2又は第4号の規定により退職手当を受けることができるものの失業者の退職手当の額は、規則で定めるところによる。

- 9 平成15年5月1日から施行日の前日までの間に退職した職員に対して、平成15年5月1日から施行日の前日までの間に旧条例第10条の規定により支払われた退職手当は、前2項の規定による失業者の退職手当の内払とみなす。
- 10 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 11 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成18年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職する者のうち、退職の日までにその者の属する組合町村において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）第2条の例による給料月額減額改定が行われなかったときは、この条例による改正前の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定の例による退職手当の額をその者に支給すべき退職手当の額とするものとする。
- 3 職員が新制度適用職員（職員であって、その者が施行日以後に退職することによりこの条例による改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、旧条例第3条から第5条の2まで、第6条、附則第13項及び附則第19項から第21項まで、附則第10項の規定による改正前の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年鳥取県町村職員退職手当組

合条例第8号。以下この項及び第5項において「条例第8号」という。)附則第3項の規定、附則第11項の規定による改正前の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和48年鳥取県町村職員退職手当組合条例第4号。以下この項及び第5項において「条例第4号」という。)附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正前の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成16年鳥取県町村職員退職手当組合条例第2号。以下この項及び第5項において「条例第2号」という。)附則第10項の規定により計算した額(当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第19項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ100分の83.7(当該勤続期間が20年以上の者(42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあっては、104分の83.7)を乗じて得た額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第13項及び附則第19項から第21項まで、附則第7項、附則第8項、附則第10項の規定による改正後の条例第8号附則第3項、条例第4号附則第5項から第8項まで並びに条例第2号附則第10項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

4 職員のうち新条例第7条第6項及び第7項並びに第8条第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

5 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職

した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条、附則第13項及び附則第19項から第21項まで、附則第10項の規定による改正前の条例第8号附則第3項、附則第11項の規定による改正前の条例第4号附則第5項から第8項まで並びに附則第12項の規定による改正前の条例第2号附則第10項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

6 第4項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当について前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

7 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適

用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県町村職員退職手当組合条例第1号）附則第2項に規定する施行日以後の期間に限る。））」とする。

- 8 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

- 9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 10 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年鳥取県町村職員退職手当組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 11 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

- 12 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成16年鳥取県町村職員退職手当組合条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成19年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日に、現に収入役として在職する者が、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により、従前の例により在職する場合のその者に係る退職手当については、この条例による改正前の退職手当に関する条例の規定を適用する。

附 則（平成19年 条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、日本年金機構法（平成19年法律第109号）の施行の日から施行する。

〔法施行日 平成22年1月1日〕

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の退職手当に関する条例第10条第1項及び第3項の規定は、平成19年10月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の退職手当に関する条例第10条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第42条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第4条の規定による改正前の船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則（平成20年 条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 改正後の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和37年鳥取県町村職員退職手当組合条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年鳥取県町村職員退職手当組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 5 退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県町村職員退職手当組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年 条例第5号）

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年 条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この条例の適用の日（以下「適用日」という。）前に職員であった者であって、退職の日が適用日前であるもの及び適用日の前日において職員であって、適用日以後引き続き職員であるものに対するこの条例の規定による改正後の退職手当に関する条例第10条第7項及び第8項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下この条において「新退職手当条例」という。）附則第19項（新退職手当条例附則第21項及び第3条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第4項においてその例による場合を含む。）及び第20項の規定の適用については、新退職手当条例附則第19項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第3条 第2条の規定による改正後の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第5項（同条例附則第7項においてその例による場合を含む。）及び第6項の規定の適用については、同条例附則第5項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の

98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」とする。

第4条 第4条の規定による改正後の退職手当に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては「100分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「100分の92」と、「104分の87」とあるのは、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間においては、「104分の98」と、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては「104分の92」とする。

附 則（平成26年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年11月1日から施行する。
- 2 平成26年11月1日から平成27年3月31日までの退職に係る退職手当の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年3月31日条例第1号）附則第3項の規定の適用については、同項中の「現に退職した理由と同一の理由」を、職員の年齢別構成の適正化を図るための募集への応募に係る退職予定職員の認定を受けての退職に相当する場合は従前の勧奨退職とし、職制の改廃を円滑に実施することを目的とし、当該職制に属する職員を対象として行う募集への応募に係る退職予定職員の認定を受けての退職に相当する場合は従前の整理退職とする。

附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第4号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成27年10月1日から適用する。

附 則（平成29年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成29年1月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第1条に規定する職員（第2条第3項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた組合町村の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による新条例第10条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における退職手当に関する条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。
- 3 新条例第10条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であつて求職活動に伴いこの条例の適用日以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の退職手当に関する条例（以下この項及び第5項において「旧条例」という。）第10条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（適用日前1年以内に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者であつて適用日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となつていないものを除く。）について適用し、退職職員であつて適用日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第10条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて適用日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて適用日前に職業に就いたものに対する退職手当に関する条例第10条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給につ

いては、なお従前の例による。

- 5 適用日前に旧条例第10条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（適用日以後に新条例第10条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する退職手当に関する条例第10条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成29年条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 第4条の規定による改正後の鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第28項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第2条第1項に規定する職員（同条第3項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。
- 3 退職職員であって職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、退職手当条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が施行日以後である場合について適用する。

附 則（令和元年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第1条中鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例第2条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鳥取県町村総合事務組合退職手当に関する条例第2条第3項の規定は、令和2年4月1日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。